

憲法（配点 60 点）

【問題】

以下の【設例】を読み、【設問】に答えなさい。

【設例】

2020 年 4 月 7 日付けで閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度」として「持続化給付金」制度が創設された。

同制度は、資本金 10 億円以上の大企業を除く中小法人等を対象に、前年の事業収入からの減少分を上限として、最大 200 万円までを給付するものであり、NPO 法人などの会社以外の法人も幅広く給付対象とされたが、宗教法人を対象に含めるかどうか議論となった。宗教法人も給付対象とすることを要望する側は、ほとんどの宗教法人が、感染症の拡大防止のために、法事や法要、礼拝、祭祀などの宗教活動を中止したり、縮小したりしており、信徒・信者の生活の困窮に伴って宗教法人の収入も減少し、厳しい状況にあることは他の法人と同様であるから、支給対象から除外すべきではないと主張した。これに対して、持続化給付金の宗教法人への支給には慎重であるべきだと主張する側は、宗教団体の宗教活動への公金支出は、政教分離原則に違反すると主張した。

政府は、給付金規程を定めるに当たり、「宗教上の組織若しくは団体」を給付対象から除外したため、宗教法人は持続化給付金を受給することはできなかった。

【設問 1】（25 点）

日本国憲法における「政教分離原則」について説明しなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

【設問 2】（35 点）

宗教法人を持続化給付金の給付対象とするか否かによって、憲法上どのような問題が生じるかを説明した上で、その問題点について、あなた自身の見解を述べなさい。

以上